

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会中間取りまとめ  
 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について)

- ※ 以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- ※ 以下「政令」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）」をいい、「省令」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）」をいい、「ガイドライン」とは「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（仮称）」をいう。
- ※ 以下「廃棄物処理制度専門委員会報告書」とは、廃棄物処理制度専門委員会報告書（平成 29 年 2 月 3 日 中央環境審議会循環型社会部会 廃棄物処理制度専門委員会）をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1. 有害使用済機器の指定（法第 17 条の 2 第 1 項関係）＜政令規定事項＞

法参照条文

(有害使用済機器の保管等)

第 17 条の 2 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

① 廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分（抄）

- 内部に有害物質が含まれ、本来の用途での使用を終了した電気電子機器等（使用済電気電子機器等）が、製品としての再使用が行われず、破砕等されたもの（雑品スクラップがこれに該当）については、ぞんざいに取り扱われることにより、その内部に含まれる有害物質が飛散、流出する等のおそれがあり、生活環境の保全上の支障が生じさせる可能性があることから、適正な管理下に置く必要があるものと考えられる。

② 検討会の主な意見

- 家電 4 品目・小型家電 28 品目をまず指定するという方向性はよい。
  - いわゆる雑品スクラップの定義が困難である以上、機器で指定する考え方はやむ

を得ない。ただし、指定されなかった機器によって問題が継続することを防ぐことが肝要である。

- ▶ リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）（以下「小型家電リサイクル法」という。）（以下「リサイクル法」という。）の対象物を主に指定することは、生活環境の保全を目指す廃棄物処理法とは趣旨が異なり、広く対象を指定すべきとする考え方もある。一方で、リサイクル法は適正管理が確保できるルートがあることを意味し、そちらに適切に誘導することによって不適正な扱いを防止できる利点もある。
- ▶ 家庭系を優先的に指定する考え方は、バーゼル条約でも家庭系廃棄物の輸出を厳しく規制している考え方と調和している。
- ▶ 「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。「有害」は油やフロン等の環境への放出や火災の発生も考慮すべきであり、「機器」は解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにするべきである。
- ▶ 指定に際して、新たな「すきま」が発生しないように配慮すべきである。
- ▶ 以上の多くの論点があることを踏まえ、次項以降に十分配慮して指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにするべきである。
- 家庭用・業務用で区別すべきではない。
  - ▶ 業務用機器でも家庭用と同様の性状を持ったものは多い。品番まで見ないと区別できないものもある。
  - ▶ 家庭用・業務用による区分を設けると、自治体による指導が難しくなる。
- 家電 4 品目・小型家電 28 品目以外の有害性、発火性、爆発性、油やフロンの放出等についても考慮して機器を指定すべき。
  - ▶ 鉛以外に、ヒ素等の有害性についても考慮して機器を指定すべき。
  - ▶ 火災のおそれがあるものとして、バッテリー、リチウムイオン電池は過去に火災事案の原因になったことがあるため、適切な対策を講じる必要がある。
  - ▶ ガスボンベ等の火災の原因となる危険物は包括的に規制すべき。
- なるべく自治体が運用しやすい制度にすべき。
- 政令上はある程度性状等を限定して指定し、具体的機器を下位法令に委ねることで、機動的な対応を可能とすることも一案ではないか。
- 保管、輸出入時など場面ごとの実態を踏まえ、適宜追加を検討すべき。
  - ▶ 特に、有害性の観点から基板を含む機器について追加を検討すべき。
  - ▶ 家庭用の給湯器は小型家電 28 品目に含まれていないが、ガス給湯器の一部には鉛メッキされているものがあるほか、それ以外の給湯器等には基板や配線が含まれているものもあり、追加は妥当ではないか。
  - ▶ 配電盤は取引量も多く、市場が形成されており、基板等の有害性の観点からも追

加すべきではないか。

- ▶ バッテリー等を含む機器や自動販売機、ショーケース等について追加を検討すべき。
- ▶ 油を含む工業系・産業系機器や、農機具、オートバイ等については、今後も追加指定を検討すべき。

### ③ 指定に当たっての基本的な考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を継続して把握していくことが重要。
- また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

### ④ 対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。
- 給湯器、配電盤及び無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、有価としての取引量が多く、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有の可能性がことから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定上特に考慮する。

### ⑤ 有害使用済機器として指定する機器一覧（案）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</li><li>2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none"><li>a. ブラウン管式のもの</li></ol></li></ol> |
|---|

- b. 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
  4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
  5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
  6. 携帯電話端末・PHS 端末その他の無線通信機械器具
  7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
  8. デジタルカメラ・DVD レコーダーその他映像用機械器具
  9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
  10. パーソナルコンピューター
  11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
  12. プリンターその他の印刷装置
  13. ディスプレイその他の表示装置
  14. 電子書籍端末
  15. 電動ミシン
  16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
  17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
  18. ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
  19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
  20. フィルムカメラ
  21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
  22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
  23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
  24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
  25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
  26. 電気マッサージ器
  27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
  28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
  29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
  30. 電子時計及び電気時計
  31. 電子楽器及び電気楽器
  32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 1～32 については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使

用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とする。  
※これらの附属品については、取扱いを検討

## 2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準（法第17条の2第1項関係）〈政令規定事項〉

### 法参照条文

2 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

#### ① 廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分（抄）

- その保管や処分等に関して、飛散・流出を防止する等の処理基準の遵守を求めることができるようにすることで、生活環境への悪影響を防止することができるようにすべきである。さらに、処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべき。

#### ② 検討会の主な意見

- 環境影響に関しては、有価無価はあまり関係無く、廃棄物の処理基準を基本とする方針は合理的。
- 基準の追加について
  - 自動車リサイクル等の場合と異なり、何が入るか分からないので備えが必要ということで、家電・小型家電の処理基準等を組み合わせた上で、一部の基準を追加することも合理的。
  - 現行の関係制度上の制約がかからない施設であるため、廃棄物より厳しい基準であったとしても、合理性があると思われる。他法令との関係も考慮して決めていただきたい。
- 火災対策について
  - 自治体による指導を可能とするため、火災について具体的に規定する必要がある。
  - 集積面積、離隔距離等は火災予防条例等が参考になる。
- 囲いの設置、高さ制限、勾配について
  - 高さ制限及び囲いの設置により、火災防止及び飛散防止の効果が見込まれる。
  - 勾配に関する規定を廃棄物と同等とした場合、保管敷地面積が不足している都市部では、保管基準違反が常態化してしまう恐れがある。
  - 保管場所の排水については、産業廃棄物の中間処理場として認められる程度の基準である、地下浸透防止、側溝・油水分離槽の設置等の対策を求めるべき。
- 分別保管について
  - 有害使用済機器と分別保管すべきものについて明確にすべき。
  - 火災の危険性が高まることから、リチウムイオン電池等が含まれないようにすべき。
- 有害使用済機器から取り外された部品（バッテリー等）等が混入している場合にも基

準を適用できないか検討すべき。

### ③ 策定に当たっての基本的な考え方

- 有害使用済機器は、不適正な保管・処分が行われた場合には、廃棄物同様、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることに留意する。
- 有害使用済機器特有の考慮事項について、実態等を踏まえて策定。

### ④ 対応方針

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

※ 政令、省令、ガイドライン等に盛り込むべき内容の全体像を示しており、自治体が適切に運用できるよう、今後法制的な面から検討を加え、書き分ける。

### ⑤ 有害使用済機器の保管基準（案）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保管場所の要件<ul style="list-style-type: none"><li>• 周囲に囲い（荷重が直接かかる場合は構造耐力上安全なもの）を設けるとともに、有害使用済機器の保管の場所である旨その他保管に必要な事項を記載した掲示板を設けることとする。</li></ul></li><li>○ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止等<ul style="list-style-type: none"><li>• 汚水が生じるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこととする。</li><li>• 保管及び保管に係る作業を行うに当たり、有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置（例えば、屋外において容器を用いずに保管する場合</li></ul></li></ul> |
|--|

は、隣地へ飛散しないよう敷地境界から十分離隔する、堅牢な壁で三方が囲まれている場合は、保管高を壁の高さ以下に抑えるとともに壁で囲まれていない面は敷地境界から十分離隔するなど）を行うこととする。

○ 保管時の火災防止

- いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、次の措置を講じる。
- 火災防止の観点から保管の高さを概ね5 m以下とし、集積面積を一定以下とする等（例えば、一の集積単位の集積面積を  $200\text{m}^2$  以下とし、集積単位間の離隔距離を2 m以上とする）の措置を講ずることとする。
- 火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については、火災にならないよう回収し、適切に処理することとする。
- 火災及び延焼の防止の管理を容易にする観点から、廃棄物と金属スクラップ等その他の廃棄物に該当しない資源物と分別して保管することとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

⑥ 有害使用済機器の処分基準（案）

○ 飛散・流出防止、騒音・振動防止等

- 処分に伴う有害使用済機器（その一部も含む）の飛散流出防止、騒音・振動等の防止、その他ねずみ・害虫の発生防止等生活環境保全上必要な措置を行うこととする。

○ 処分時の火災発生防止

- いわゆる雑品スクラップの火災が頻発していることや他制度上の制約がかかるような取扱いになっていないことを踏まえ、人の健康・生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等については火災にならないよう、回収し適切に処理することとする。

○ 特定の機器に係る処分基準

- 家電リサイクル法の対象4品目に該当する機器は、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法によることとする。



○ 処分施設の生活環境保全措置

- 有害使用済機器の処分に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置、処分によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置及び爆発による被害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

※ 政令、省令、ガイドライン等を組み合わせて規定することを想定。より詳細な内容は適宜ガイドライン等で明らかにする。

### 3. 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる届出除外対象者（法第17条の2第1項、第4項及び第5項関係）＜省令規定事項＞

#### 法参照条文

（有害使用済機器の保管等）

第17条の2 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。
- 5 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。

#### ① 廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分（抄）

- 適正処理が確保されたりサイクルルートでの使用済電気電子機器等の資源循環を促すという視点が重要であるところ、家電リサイクル法に基づき再商品化等を実施する施設や小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の処理施設での取扱い等、法令に基づき環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には二重規制とならないよう留意をすべきである。

#### ② 検討会の主な意見

- 裾きりの方向性は良いが、具体的にどのような考え方で裾切りを行うのか、明確化すべき。
- 廃掃法等の許可等の範囲と除外対象者について、明確化すべき。

#### ③ 規定に当たっての基本的な考え方

- 法令に基づき環境保全上の措置が講じられている場合、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には過度な規制とならないよう除外対象者とする。

#### ④ 対応方針

- 有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者として想定しているものは、以下のとおり。
  - (1) 関係法令の許可等を受けた者  
(例えば、法の許可等及びリサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）など)
  - (2) 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者  
(実態調査を踏まえて規定)
  - (3) いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）  
(例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等)

#### ⑤ 届出除外対象者 (1) (案)

廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）

(届出除外対象者のイメージ)

- 市町村等
- 市町村等の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）・・・保管のみ適用除外
- 市町村等の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
- 一般廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）・・・保管のみ適用除外
- 一般廃棄物処分業者
- 産業廃棄物収集運搬業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）・・・保管のみ適用除外
- 産業廃棄物処分業者
- 広域的処理認定業者（収集運搬又は処分を認められた者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む））・・・収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の者に限り、当該者は保管のみ適用除外
- 再生利用認定業者（収集運搬又は処分を認められた者）・・・収集運搬は有害使用済機器と同等の機器の積替保管有の者に限り、当該者は保管のみ

適用除外

- 規則第2条第2号又は第9条第2号に基づく再生利用業者（有害使用済機器と同等の機器の積替保管有に限る）・・・保管のみ適用除外
- 規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号に基づく再生利用業者
- 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（再資源化事業計画に従って行う行為に限る）
- 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の委託を受けた者（再資源化事業計画に記載の者が当該計画に従って行う行為に限る）
- 製造業者等（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた者に限る。以下同じ）
- 製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受け、積替保管を行う者に限る）・・・保管のみ適用除外
- 製造業者等から委託を受け、再商品化等に必要な行為を業として行う者（家電リサイクル法第23条第1項の認定を受け、処分を行う者に限る）
- 家電リサイクル法第32条で指定された指定法人
- 家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて積替保管を行う者・・・保管のみ適用除外
- 家電リサイクル法の指定法人からの委託を受けて処分を行う者

⑥ 届出除外対象者（2）（案）

有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者

（届出除外対象者のイメージ）

- 事業場の敷地面積  $100\text{m}^2$  未満の者

⑦ 届出除外対象者（3）（案）

いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、かつ、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができる者に限る。）。（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等）

（届出除外対象者のイメージ）

【製造業者等】

- 自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等

- 型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

**【販売業者等】**

- 店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
- カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店
- リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

**【機器の回収を伴うその他の業】**

- 電気機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- 携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- 電気電子機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店

※ 改正法の条文解釈上、届出除外対象となる範囲を精査の上、省令にて規定。

※ 「処分」とは、廃棄物としての処分ではなく、製品として使用する以外の有価の取引等をいう。

#### 4. 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類（改正法第17条の2第1項関係）

##### <省令規定事項>

###### 法参照条文

（有害使用済機器の保管等）

第17条の2 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、**環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。**その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

##### ① 廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分（抄）

- ・ 処理基準の遵守状況を確認し、及び遵守を徹底するため、都道府県等の行政機関が報告徴収、立入検査や処理基準の違反等があった場合における必要な措置を行うことができるようにすべきである。

##### ② 検討会の主な意見

- ・ 機器や保管に関する規定だけではなく、届出業者がどのような業を行うのかを念頭に置きながら政令・省令・ガイドライン等の規定事項の検討をすべき。
- ・ 処分の内容を詳しく記載させるべき。

##### ③ 規定に当たっての基本的な考え方

- ・ 都道府県等が、状況を把握するとともに、指導を実施するために必要な事項の届出を義務付ける。

##### ④ 対応方針

- ・ 有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類については、廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）及び排出事業者自らが場外保管する場合の届出事項・書類を参考として定める。

##### ⑤ 届出事項（案）

###### ○ 申請者の基本情報

- ・ 氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類

- 事業一般に関する事項
  - ・ 事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類
- 保管に関する事項
  - ・ 保管する機器、保管場所の面積、保管量の上限、保管高さ上限、保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
- 処分に関する事項
  - ・ 処分の方法、処分する機器・数量、処分施設の種類・数量・設置場所・構造がわかる図面（平面図、構造図等）
- 届出の時期
  - ・ 新規は事業開始前 10 日前までとすることとする。
  - ・ 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

## 5. その他必要な事項（改正法第 17 条の 2 第 6 項等関係）

### 法参照条文

6 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ① 検討会の主な意見

- どこから排出されたどういった物を、どこから仕入れ、どのように処分し、どこに販売するかといったフローを把握できるようにすべき。

#### ② 規定に当たっての基本的な考え方

- 有害使用済機器の適正処理の観点から、その他必要な事項について規定する。

#### ③ 対応方針及び規定事項（案）

- 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（機器毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。
- 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後 10 日以内に提出。）。



## 6. 今後の検討事項

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないように、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法を確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。

- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロン放出のリスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。